3　第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（組合が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七　適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一　リスク・センシティブ手法

二　簡便的手法

2　前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額（K_{CM}）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一　所要自己資本額（K_{CM}）は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Net,1}+A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{DF}{DF_{CM}}\cdot K^{*}_{CM}$$

$$K^{*}_{CM}=\begin{cases}100\%\cdot 1.2\cdot(K_{CCP}-DF')+100\%\cdot DF'_{CM} & if \quad DF'<K_{CCP} \quad (i)\\ 100\%\cdot(K_{CCP}-DF_{CCP})+c_1\cdot(DF'-K_{CCP}) & if\ DF_{CCP}<K_{CCP}\leqq DF' \quad (ii)\\ c_1\cdot DF'_{CM} & if \quad K_{CCP}\leqq DF_{CCP} \quad (iii)\end{cases}$$

$$K_{CCP}=\sum_i max\left(EBRM_i-IM_i-DF_i,\ 0\right)\cdot 20\%\cdot 8\%$$

$$DF_{CM}=\sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM}=DF_{CM}-2\cdot DF_{CM}/N$$

$$DF'=DF_{CCP}+DF'_{CM}$$

$$c_1=Max\left\{\frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}};\ 0.16\%\right\}$$

K^{*}_{CM}は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRMiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IMiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DFiは、直接清算参加者iが拠出した清算基金

$A_{Net,i}$は、直接清算参加者iに対するEBRMiの額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,1}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,2}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,i}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二　前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十八条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三　前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四　前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン}=0.15\times\text{グロスのアドオン}+0.85\times\frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}}\times\text{グロスのアドオン}$$

五　第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六　第二号の場合において、第七十五条第二項第一号ニ（第八十二条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七　当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、DF_{CCP}が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF_{CCP}は$\sum_i A_{Net,i}$の額の割合に応じた額とする。

八　第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額（DF_{CM}）が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を算出することを要する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Net,1}+A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{DF^{*}}{\sum_i DF^{*}_i}\cdot K^{*}_{CM}$$

DF^{*}は、当該適格中央清算機関に対する組合の未拠出の清算基金の額

DF^{*}_iは、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九　前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を算出することを要する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Net,1}+A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{IM}{\sum_i IM_i}\cdot K^{*}_{CM}$$

IMは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した当初証拠金の額

3　第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するものを要しない。

$$Min\{(2\%\cdot TE+1250\%\cdot DF),\ 20\%\cdot TE\}$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

（適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の八　適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第二百五十九条第一項中「、第三項第十号」を「、同号」に改め、同条第三項第五号ロ及びく中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　先進的計測手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること。